

- ◆ 公正取引委員会では多様なシステムベンダーが参入しやすい環境を整備することが重要であるとの認識の下、情報システム調達の実態を把握するための調査を実施し、令和4年2月、「**官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書**」を公表。
- ◆ デジタル庁は、政府システム調達に必要な施策の検討及び国内外のシステム調達に係る制度・体制・手法等の先進的な事例を調査、整理するため、令和4年6月、「**デジタル庁情報システム調達改革検討会**」を設置。「**官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書**」の提言等から検討論点を導出し、情報システム調達の在り方を検討。令和5年3月に最終報告書を公表。

【公取委報告書（提言）と検討会最終報告書（施策の方向性）の主な対応関係】

官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書	デジタル庁情報システム調達改革検討会
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報システムの疎結合化は、調達単位の縮小・調達件数の増加により、様々な事業規模のベンダーの新規参入の促進につながるものであり、競争政策上は望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 疎結合化やオープンな技術の採用に成功した優良事例について、実現性調査や検証の進め方も含めた成功事例集を作成し共有する。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 官公庁が、オープンソースソフトウェアや汎用性の高い技術・商品が採用されたオープンな仕様を設計することは、多様なベンダーの新規参入を促進するとともに、特定のベンダーのみに有利となる仕様の設計を回避し、ベンダーロックインを防止することができることから、競争政策上望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象事業・システムの具体特性に応じて、契約方式（準委任契約、請負契約）、調達方式（随意契約、技術的対話による企画競争等）を選択できるように、様式や環境を整える。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ ベンダーとマッチングすることが困難である官公庁がいるという問題を解決し、官公庁の情報システム調達における競争性を一層高める観点から、例えば、諸外国で導入されているデジタルマーケットプレイスのように中小ベンダーも含めて様々なベンダーとマッチングできる仕組みを整備すること、入札参加資格の緩和、入札参加のための提出書類やその他手続の簡素化・開示強化等を行うこと、多様なベンダーの活用事例を官公庁間で共有することなど、様々なベンダーとマッチングできるような環境を整備することが、競争政策上望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本検討会の最終報告書の整理を踏まえ、まずは令和5年度（2023年度）デジタル庁においてDMP^(※)に必要となるカタログサイトの構築実証を行い、幅広い事業者のサービス登録を募る。その上で事業者・行政機関双方の利用体験について検証を進める。 ※行政機関がカタログサイト上に登録されたサービスの中から調達仕に対して最も適切なものを選択し、契約することが出来る仕組み ✓ 疎結合化やオープンな技術の採用に成功した、設計・開発業務の調達仕様書、事前の調査研究・実機検証業務の調達仕様書や報告書を集約し、特定製品名等のキーワード検索を可能とする。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル庁は、先行してIT専門人材を採用しており、その採用ノウハウを有していることから、例えば、これをマニュアル化して官公庁に提供し、各官公庁がより効果的に人材を採用できるよう支援することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発注者のシステム調達能力を向上させるために、参考となる調達仕様書や定量的な情報（システム概要、要件・金額規模、期間）を蓄積していく。